# 入札説明書

令和８年札幌市告示第4124号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日　　令和８年10月30日

２　契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北１条西２丁目

札幌市都市局建築部建築保全課事務係　電話 011-211-2816　FAX 011-218-5142

３　入札に付する事項

(1)　役務の名称　　札苗北中学校増築ほか工事周辺調査

(2)　調達案件の仕様等　　仕様書による。

(3)　履行期間　　契約締結日から令和10年２月29日までとする。

(4)　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格

(1)　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　令和７～令和８年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業務が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」、小分類「建設関連調査サービス業」に登録されており、一級建築士事務所登録者及び補償コンサルタント登録をしていること。

(3)　令和７～令和８年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、所在地区分が「市内」に登録されている者。

(4)　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5)　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6)　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

５　入札書の提出方法等

(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記２に同じ。

(2)　入札書の受領期限

令和８年11月10日（火）17時00分（必着）

(3)　入札書の提出方法

入札書は、別紙１の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア　入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年11月11日13時05分開札『札苗北中学校増築ほか工事周辺調査』の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ　入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおりとし、外封筒には、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年11月11日13時05分開札『札苗北中学校増築ほか工事周辺調査』の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

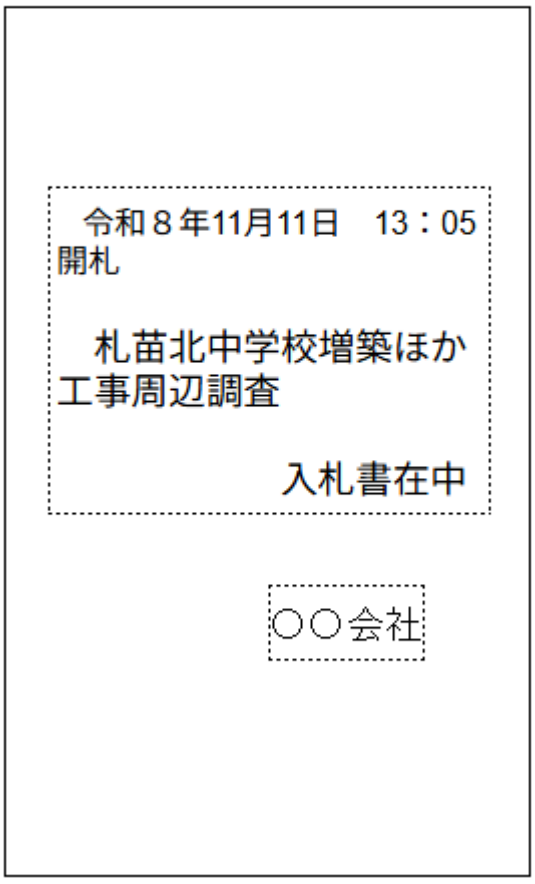
エ　代理人が入札する場合にあっては、委任状（別紙３）は入札書と同封せず持参または外封筒

に入れて送付すること。

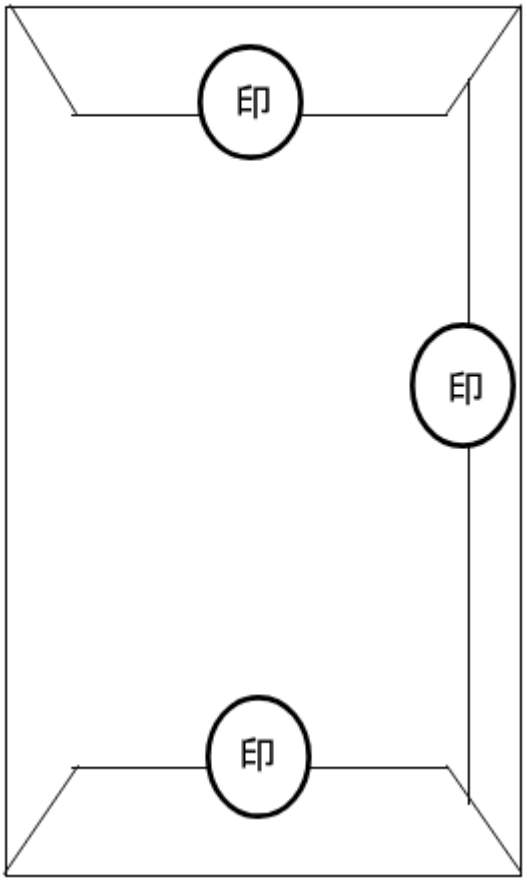
オ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

【作成例】

（表）




（裏）




(4)　調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア　提出方法

書面（別紙２）による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。また、提出した場合は提出した旨及び提出方法を契約担当部局へ必ず電話（011-211-2816）で連絡すること。

イ　提出先及び提出期限

上記２の契約担当部局へ、上記１の告示の日から令和８年11月10日（火）までの８時45分から17時00分までの間で提出すること。

ウ　回答書の閲覧

回答書の準備が出来次第、随時、上記２の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、都市局建築部ホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

(5)　入札の無効

ア　本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ　札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6)　入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがあ

る。
ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
(7)　代理人による入札
ア　代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（別紙３）を提出しなければならない。
イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
(8)　開札の日時及び場所
令和８年11月11日（水）13時05分
札幌市都市局建築部大会議室（札幌市中央区北１条西２丁目 市役所９階北側）
(9)　開札
ア　入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
イ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
ウ　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙３)を提示しなければならない。
エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別途期限を定め再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。
カ　開札への立ち会いを希望する入札者又はその代理人は、令和８年11月10日（火）17時00分までに、上記２へ、その旨を連絡すること。
６　その他
(1)　入札保証金 免除
(2)　契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後(５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
(3)　最低制限価格の設定　無
(4)　落札者の決定方法
ア　落札者の決定
札幌市契規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。
イ　同額抽選
落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
ウ　入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するの

で、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して３日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記４に掲げる入札参加資格を有することを誓約するため、様式１の「事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書」を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5)　入札者に要求される事項

ア　この入札に参加を希望するものは、上記４に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類(様式１参照)を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ　入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(6)　落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7)　免税業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税業者申出書（別紙４）を提出しなければならない。

(8)　契約書の作成

ア　入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9)　契約条項

契約書（案）のとおり

(10)　入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア　提出場所

上記２に同じ。

イ　その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。